

令和5年度第2回日進市地域包括支援センター運営部会 議事録

日 時 令和6年3月6日（水） 午後1時30分から3時20分まで

場 所 日進市役所 第1会議室

出席者 田川 佳代子、小出 貴照、天野 典幸、藤嶋 日出樹、山中 隆生、
水藤 芳枝、神野 建三

欠席者 原口 浩美

事務局 祖父江 直文（地域福祉課長）、野村 圭一（地域福祉課課長補佐）、
櫻木 順子（地域福祉課地域支援係長）、島津 ありさ（地域福祉課
地域支援係主任）

説明の為に出席した者 富岡 亜希子（中部地域包括支援センター）、中西 明日香（東部地
域包括支援センター）、齋藤 寛子（西部地域包括支援センター）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 有（2名）

次第 1 開会
2 あいさつ
3 議題
（1）地域包括支援センターの事業評価について
（2）地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針の
改正について
4 その他
5 閉会

配布資料 次第
委員名簿
資料1 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化につい
て
資料1（別添） 市町村及び地域包括支援センターの評価指標
資料2 全国統一評価指標に基づく評価結果等について
資料3 日進市地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施
方針（案）
資料3（別添） 改正介護保険法の施行等について（抜粋）

発 言 者	内 容
事 務 局	ただいまから令和5年度第2回日進市地域包括支援センター運営部会 を開会します。 なお本日は、原口委員がご都合により欠席のため、委員8名のうち、 7名の方が出席されております。日進市高齢者福祉・介護保険事業運 営協議会の運営に関する規則第6条第2項において、部会の成立には 半数以上の出席が必要となっており、本日の部会は成立します。

発 言 者	内 容
	それでは、次第に沿って進めさせていただきます。始めに、田川部会長からごあいさつをお願いいたします。
部 会 長	(あいさつ)
事 務 局	ありがとうございました。 それでは、これからの進行については田川部会長をお願いします。
部 会 長	はじめに会議の公開についてお諮りいたします。本日2名の方が、傍聴を希望しておられます。日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則第16条の規定に基づき、会議を公開とするか非公開とするかを決定します。本日の議題は次第のとおりで、審議の段階で個人のプライバシー等、明らかに公開するのに適当でない事項の審議はありません。会議の公開についてご意見がなければ、第10条及び第11条の規定に基づき入室を決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
部 会 長	傍聴者をお通しします。 それでは、議題1「地域包括支援センターの事業評価」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(資料1、資料1(別添)、資料2に基づき説明)
部 会 長	ただいまの説明について、ご質問やご意見はございますか。
委 員	日進市は、毎回評価結果が出てくると、地域包括支援センターの人員が十分ではないので、引き続き検討しますというようなコメントをします。 地域の皆さんが地域包括支援センターを身近に感じて、必要な相談ができるような状況になるといいと思っておりますが、現実には専門職は数が限られていて、地域の色々な集いの場に頻りに顔を出す余裕もないようです。地域の高齢者はどんどん増えていて、困っている方も増えています。地域包括支援センターや民生委員の方などには、ぜひきめ細かく目配りして、相談への対応を手厚く行っていただきたいところですが、現実には、高齢者の人数が増えている割に、地域包括支援センターの人員が増えてないという状況かと思えます。
委 員	取組が進んでいない業務として挙げられている、「夜間・早朝の窓口を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか」という指標について、どのレベルのものが求められているのでしょうか？
事 務 局	評価指標の留意点を見ますと、「窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも窓口の設置とみなす」というところで、設置に関してはどの地域包括支援センターもできています。一方で、「窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか」というところで、緊急連絡先を市の介護保険のパンフレットなどには載せていない状況なので、周知

発 言 者	内 容
	<p>ができていないとは回答していない指標です。</p> <p>夜間や緊急連絡先の周知について、各地域包括支援センターの実情に応じて実施しておりますので、市から各地域包括支援センターに対して決まった運用での夜間早朝の窓口の設置を求める予定はございません。</p>
委 員	<p>夜間や早朝に連絡がつくという話だけならいいですが、対応まで求められると、現在の状況では難しいので、簡単には周知できないことをご了承いただければと思います。</p>
事 務 局	<p>なかなか夜間や休日の窓口を広く周知しづらいということはあるのですが、一方で地域包括支援センターが契約している利用者には、緊急時の連絡先電話番号は個別に伝えてあり、土日・夜間で困ったときは地域包括支援センターと連絡が取れる体制は取っていると思います。評価指標上は該当しませんが、実態としては体制を取っていると承知しています。</p>
部 会 長	<p>継続して人員を配置するには人件費もかかってくると思います。窓口をしっかりと周知するとなると、法人として対応ができないということでしょうか。</p>
委 員	<p>実際に対応まで求められるのであればそれなりの人員配置が必要です。単に連絡を承るだけであれば今の状態でも可能ですが、周知をするのであればどこまで対応するかをある程度はっきり示さないと、電話をされた方の期待に反した対応になってしまい、それが事業所への不信に繋がらないかということも心配しています。</p>
事 務 局	<p>日進市には3つの地域包括支援センターがあり、そのうち東部地域包括支援センターと西部地域包括支援センターは高齢者施設と併設しているので、夜間に地域包括支援センターの電話番号に電話がかかってくると、地域包括支援センターの職員ではなく、その施設の当番の方が電話に出て、緊急の要件であれば当然地域包括支援センターの担当に回しますし、緊急でなければ、月曜日以降に再度電話していただいたり、かけ直すかたちで対応いただいているかと思います。中部地域包括支援センターは当番の携帯電話に転送されると聞いております。</p> <p>委員がおっしゃる通り、例えば土曜日に電話で介護保険制度について聞きたいと問い合わせがあった場合に、その場でお答えしなければいけないとなると、それなりの人員の配置が必要ですし、月曜日以降の対応で許容されるのであれば、そのように決めた上で電話番号を広く周知することになると思います。その上で、今のところは利用者に対しては緊急の連絡先をお伝えしているという運用をされているかと思えます。</p>

発 言 者	内 容
部 会 長	認知症の方が行方不明になった際に、夜間・早朝に連絡があった場合、すぐさま対応が必要な連絡ということになります。実際に問題として浮かび上がってきているわけですから、曖昧にしないで、地域包括支援センターとしっかりと議論していただくことが大切だと思います。
委 員	先ほど事務局が言われたような、時間外の場合は後日改めてかけ直してもらおうということはあるのですが、「今はここまではできますが、それ以上のお困りごとについては専門職が動かないといけないので月曜日以降になります」というようにお伝えしないと、非常に冷たい対応だと感じます。
事 務 局	具体的な対応は地域包括支援センターにお答えいただいた方がいいかもしれませんが、おそらく電話で聞き取れる範囲で聞き取っていただいて、地域包括支援センターからかけ直すといった対応をしていただいていると思いますので、月曜日にかけて直してということはないと思います。実際には丁寧に対応していただいていると思っています。
部 会 長	資料2のチャートを見ますと、組織運営体制のところだけ凹んでいますが、これは取組が進んでいない業務のNo.10のみが引っかかって下がっているという理解でよろしいですか。
事 務 局	資料2の一番最後のページに、取組が進んでいない業務として3項目挙げています。この3項目が該当していないために、グラフ上は点数が下がっているとご理解いただければと思います。No.10だけではなく、No.7とNo.16も、同じく組織運営体制に関する指標ですのでチャートに関係しています。
委 員	先ほどの夜間・早朝の窓口を周知徹底することができていないという状況ですが、もし窓口をしっかりと周知した場合、実際今の体制で対応できるのでしょうか。 また、どこでも人員不足が懸念されていると思うのですが、現状で手一杯であれば、これからますます高齢化率は高くなっていくので、そうなった際にどれくらい人員配置をしないといけないとかいう具体的な数字をぜひ見せていただきたいです。そういうビジョンがないと議論もなかなか進まないと思うので、提示されている適正な人員と今の日進市とでどれくらい差が出ており、全国ではどうか、そのために市民1人当たり年間どれくらいの負担でできるかというのを、教えていただき、もしそれが全く足りなければ窓口を周知しても市民が路頭に迷ってしまうので、今のうちに手を打っておかないといけないと思いました。
委 員	そういう見方もあるのですが、地域包括支援センターの制度の趣旨から考えると、電話で対応できる範囲でも相談に乗ってもらえたら非常に安心です。
部 会 長	今後の高齢者人口の増加については推計がされていて、必要な人員と

発 言 者	内 容
事 務 局	<p>というのは恐らく増えるのではないかと思います、いかがでしょうか。</p> <p>地域包括支援センターの3職種と言われる専門職の配置基準として、No. 8の指標には3職種1人当たりの高齢者数が1,500人以下という数字が出ているのですが、国の地域包括支援センターの基準は「3,000人から6,000人ごとに3職種1人ずつ配置すること」とあり、それについては市内の各地域包括支援センターで達成できている状況です。</p> <p>ただ、高齢者人口の増加ですとか相談件数などを鑑みて、日進市ではそれにプラスして職員配置していただけるよう、委託料の積算の際に独自の加算を設けています。</p> <p>令和6年度に向けての話になりますが、人口推計に基づいて、3職種の人員が、中部地域包括支援センターでは4.8人、東部地域包括支援センターにおいては3.8人、西部地域包括支援センターにおいては4.4人、ということで委託料の積算をしています。</p> <p>ちなみにこちらの数字は、人口推計上の500人ごとで加算している事情もあり、令和4年度から配置の人数としては変わっていない状況です。高齢者の人数は少しずつ増えてはいますが、加算の計算を動かすまでの人口増加ではないので、職員数としては今申し上げた人数の範囲内でご対応いただければと考えています。</p>
部 会 長	<p>事業所から委託料が足りないという意見が出ているわけではないので、その点については触れませんが、いずれにしろ夜間・早朝の窓口対応が不十分で周知が徹底されないという状況は改善しなければならない課題で、今後、市もしっかりと向き合う必要が出てくると思います。</p> <p>指標No. 16の個人情報の管理方法について、市では改善案があるようですが、お話いただけますか。</p>
事 務 局	<p>この調査は国全体で市町村と全ての地域包括支援センターに対して行っているものになります。資料2にもありますが、この個人情報の指標については全国平均でも76.7%の地域包括支援センターで達成していると回答されています。近隣の市町村の地域包括支援センターなどに、どのように個人情報の取扱いを適切に行っているか聞いていくべきと考えております。それが一つの解決策になると考えています。</p>
部 会 長	<p>現場の日常的な作業の中のことになりますので、個人情報管理はミスがないようにしていくことが重要です。リスクマネジメントの点についても、現場で検討していただき、個人情報漏洩がないよう、適切な方法を検討いただければと思います。</p>
委 員	<p>資料2のチャートで、組織運営体制等について、中部地域包括支援センターは90%弱、東部地域包括支援センターも90%弱、ところが西部</p>

発 言 者	内 容
	地域包括支援センターは85%弱になっております。この理由をお尋ねします。
委 員	ご指摘のパーセンテージですが、全国平均のパーセンテージは分かるのですが、それぞれの地域包括支援センターのパーセンテージは一体どういう数字なのですか。例えば、組織運営体制等という項目が評価指標で全部で19項目あるので、単純に1項目が大体5%ぐらいと計算すると、達成できていない項目が2つか3つあると見ればよいのでしょうか。
事 務 局	<p>そうです。資料2の一番最後のページに取組が進んでいない業務として3つ載せています。そのうち、No.7の「3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を配置しているか」について、西部地域包括支援センターだけ該当していないため、他の地域包括支援センターと比べてグラフが凹んでいます。No.10とNo.16については、3つの地域包括支援センターとも該当していないので、それによりグラフが凹んでいます。</p> <p>No.7についてですが、この3職種というのが、地域包括支援センターに配属しないとイケない職種として、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師がある中で、「保健師に準ずるもの」として経験のある看護師が認められているのですが、西部地域包括支援センターについては保健師の資格をお持ちの方が退職されてしまった事情もありまして、準ずる者ということで経験のある看護師が勤務しています。国の基準を満たしていないわけではないのですが、「準ずる者は含まない」というこの指標に該当できていない状況です。</p>
委 員	「権利擁護」の項目は全ての地域包括支援センターでパーフェクトになっておりますが、判断能力が十分でない方を消費者被害などから守り、尊厳を保ちながら生活できるようにする、という支援が本当にできているのでしょうか。
部 会 長	評価は資料1（別添）の指標を達成できているかを見るものであり、今委員がおっしゃったようなことはこの調査からでは分からないので、別で議論が必要ですが、とりあえず評価結果としては満点になっています。
委 員	大前提として、人員配置などの国の基準自体は満たしているわけですよ。その上で、もう一つ高い基準の指標が出されているものに対して、できているかを答えて、例えば10項目のうちの8項目できていれば80%というものですよね。これが100%ではないから基準を満たしていないという受け止め方や、本当に100%完璧なのかというような見方をされてしまうと困ります。誤解を招かない出し方をしたていただく必要があると思います。

発 言 者	内 容
部 会 長	他に意見はないようですので、議題2「地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針の改正」について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(資料3、資料3(別添)に基づき説明)
部 会 長	ただいまの説明について、ご質問やご意見はございますか。
委 員	居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けるという部分に関して、4月から事業として始まるという理解でよろしいでしょうか。
事 務 局	そうですね。法改正自体は既に行われておりまして、4月1日に施行されますので、指定を受けたいという申請は受けられるような状態で準備させていただきます。
委 員	実際問題としてあまり情報がないのですが、どのくらいまで国から情報を得ている状況ですか。私たちが見ているものと同じレベルでしょうか。
事 務 局	はい。地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の役割分担の方法や請求の仕方などの実務的な話は、まだ把握しておりません。
委 員	資料3の5ページ、「介護予防サービス計画の検証」についてですが、地域包括支援センターはいわゆる地域包括支援センターと介護予防支援事業所という2つの事業所を併せ持っています。その介護予防支援事業所と言われている部分について、負担軽減を図るため、今まで居宅介護支援事業所に委託していたものを、居宅介護支援事業所が利用者とは直接契約をして介護予防サービス計画を立てることができるようになります。 現在は、介護予防支援事業所が居宅介護支援事業所に介護予防サービス計画作成の委託をして、その検証やチェックは地域包括支援センターではなく、介護予防支援事業所の職員が行っているイメージです。今回、計画の検証が地域包括支援センターの側に入るということになると、介護予防支援事業所の職員を分けていると介護予防支援事業所の職員は検証に関われないということになり、地域包括支援センターの職員の仕事が増えるのではないかと懸念しております。今まで通り介護予防支援事業所の職員が関わられるかたちになればいいのですが、地域包括支援センターに限定してしまうと、地域包括支援センターの職員が大変になると思いますので、ご配慮いただければと思います。
事 務 局	各地域包括支援センターにこの件の説明を始めているところですが、ご指摘の実情は計りかねる部分がありますので、非常によいご指摘をいただいたと思います。独自で運用方法を定められる部分かどうかは法改正や規則改正を見ながらになりますが、現状としては居宅介護支援事業所に委託しているケースについては、地域包括支援センターのいわゆる3職種の職員と、介護予防支援プランを担当している職員が

発 言 者	内 容
委 員	<p>一体的にチェックしている状況である、という理解でよろしいですか。</p> <p>実務的には地域包括支援センターの職員に聞いていただきたいですが、理論的には、当法人はいわゆる地域包括支援センターの職員は全員介護予防支援事業所の職員を兼ねるというかたちをとっていて、それとは別に介護予防支援事業所専任の職員がおり、今までだと介護予防支援事業所専任の職員も委託ケースのチェックができていたと思うのですが、今度からはそれができなくなるように思われるということです。</p>
事 務 局	<p>おっしゃる通りこの資料だけを見ると、計画の検証を担う部分が、地域包括支援センターなのか、介護予防支援事業所としてなのか読み取れませんので、そこに関して注視してまいりたいと思います。</p>
委 員	<p>資料だと令和6年の4月から図の通りになるとありますが、従来の委託の制度が廃止されるのですか。例えば、居宅介護支援事業所が指定を受ける申請をしない場合、今まで委託していたケースは宙に浮いてしまうということですか。</p>
事 務 局	<p>委託ケースについては、居宅介護支援事業所がそのまま委託でいいということであれば、4月以降も委託のまま継続されると想定しています。どちらかと言うと、新たな方法が加わるというイメージです。</p> <p>居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けるかどうかはあくまで居宅介護支援事業所の任意ですので、全ての事業者が指定を受けるというわけではありません。具体的な運用は地域包括支援センターと検討していきますが、指定を望む事業所があれば、申請を受け付けて、要件に不備がなければ指定を出すこととなります。実施方針も法改正に対応する記載が必要ということで、追記を提案しています。</p>
西 部 包 括	<p>指定を受けた居宅介護支援事業所が作ったプランに対して、地域包括支援センター若しくは介護予防支援事業所の職員が、定期的に何らかのかたちで関与していくということを実施方針に載せるということでしょうか。「適宜」とありますが、国の資料を見ますと、図の下の部分で、居宅介護支援事業所は必要があるときは地域包括支援センターに助言を求めることができるとの記載があります。依頼があったときに関わるのか、定期的に関わるのか、どちらかによって地域包括支援センター職員の業務量が変わってくるかと思います。</p>
部 会 長	<p>どこの居宅介護支援事業所を見るのかということも決まってくるのですか。</p>
事 務 局	<p>そうですね。まだどこの居宅介護支援事業所が指定の申請をされるかというのは把握していない状況ですので、具体的な運用ははっきりと決めておりませんが、今の質問に関して申し上げれば、実施方針上で「適宜」と書いている理由として、資料3（別添）の中段の図を参照し</p>

発 言 者	内 容
	<p>てください。基本的には居宅介護支援事業所からの求めに応じて、助言であったり計画の検証を想定しています。計画の検証について、実施方針（案）には「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の中に追加していますが、今までも地域包括支援センターではケアマネジャーの支援の一つとして居宅介護支援事業所からの介護予防サービスの計画に関する相談は受けていただいていると思いますので、それが実施方針の中で明記されたと捉えていただければと思います。</p> <p>今後、国から具体的なガイドライン等で地域包括支援センターの関わり方が出れば、それに準じて地域包括支援センターと協議し検討していきます。</p>
部 会 長	<p>介護保険法の改正に伴って実施方針にこの規定を盛り込むということで、実際の運用については今後相談していくということでしょうか。重層的支援体制整備事業についてはご意見ありますでしょうか。</p>
委 員	<p>まず、重層的支援体制整備事業について、資料3、実施方針（案）の8に多機関協働に関するイメージが書かれていますが、重層的支援体制整備事業は他機関との連携だけではなく、地域づくりや参加支援など幅広い事業形態を一括して行うかたちになっています。例えば参加支援については生活支援体制整備事業という地域づくりと併せてやっていると思うので、他の項目との関連性についても記載していただくと、より分かりやすいのではないかと思います。</p> <p>もう1点が、実施方針（案）8の（2）以降の項目に、連携する事業として具体的な詳細が書かれています。今回、重層的支援体制整備事業については具体的な記載がなかったものですから、他の項目の関連性と併せて具体的に事業内容が示されると、地域包括支援センターの職員も理解しやすいのではないかと思います。</p>
事 務 局	<p>重層的支援体制整備事業は、高齢だけではなく障害や生活困窮、子育てなど、今まで分野ごとに相談を受けていたところを、世帯丸ごとで相談を受けていこうという考えからスタートするものです。事業の入口となるのが包括的相談支援という部分であり、課題が複雑になればなるほど関係機関も増えていきますので、そういった意味で多くの関係機関と連携しながら、世帯丸ごと支援していくというのが、多機関協働の部分になります。支援をしていく中で、例えば、今まで引きこもりであった方が少し前向きな気持ちになって外に出て行きたいとなったときに、その方が社会の中で関わりが持てるよう支援していくことが参加支援事業というかたちで位置付けられています。また、例えば、子どもがなかなか学校に行けなくて、違う場所なら行けるとなったときに、地域の中に受け皿になる場所がなければ新しい場所を作りましょう、と</p>

発 言 者	内 容
	<p>というのが地域づくり事業です。これら全部の事業を一体的に行うのが重層的支援体制整備事業というもので、日進市も令和6年度から取り組んでいく方針です。</p> <p>先ほどの質問にも関わってくるのですが、地域包括支援センターは、高齢者を中心とした相談を受ける場所であり、生活困窮の窓口や、ヤングケアラーの子どもがいれば子育て部門など他機関との協働も切り離せない部分ですので、この度、運営方針に地域包括支援センターが重層的支援体制整備事業の中で担っていただく相談支援と多機関協働の部分について書かせていただきました。参加支援や地域づくりは、生活支援コーディネーターなどが担うので、地域包括支援センターはそちらと連携していくかたちになり、生活支援コーディネーターとの連携については資料3の実施方針（案）8の（3）の生活支援体制整備事業の部分で既にかかれていたところではありますので、（1）で追加させていただいた部分については包括的に相談を受け止めることと、多機関協働という部分に特記させていただいております。</p> <p>実施方針（案）8の（1）重層的支援体制整備事業の部分で具体的にどこまで書くかについては、他とのバランスの問題もあるかもしれませんが、例えば参加支援を行う団体の主体や地域づくりを行う主体との連携について記載することを検討してみます。</p>
委 員	<p>趣旨としては非常に素晴らしいと思います。生活支援体制整備事業としては、第1層及び第2層の生活支援コーディネーターが活動していますが、やはり人数的に限られているものですから、なかなか趣旨の通りには成果が上がってないというのが地域での印象です。これに地域包括支援センターの重層的支援体制整備事業がさらに加わるということですので、単にこう書いてあるだけでなく、今後どうしていきたいとか、そのために地域でどういう協力や努力が必要かとか、理想としてはこういうことまでやれると良い、などを説明していただいたり、地域での協力を求めるというようにやっていただけると良いと思います。</p>
委 員	<p>地域包括支援センターは「地域ケア会議で把握した地域課題を、地域包括ケア検討会議で報告し、地域づくり、資源開発、政策形成に結び付ける」と実施方針6の（4）地域ケア会議の実施の部分にも書かれていますが、枠組みだけではなく、地域課題を今まで関わらなかった機関にも共有できるような体制作りや関係機関との連携というものを、もう少し踏み込んで書いていただけるとより明確になると思われましたので、ご検討をお願いします。</p>
部 会 長	<p>地域包括支援センターは先ほど業務の2枚看板を背負っているという話があり、人員についても令和4年から同じ配置で今後また高齢化が進んでいく、早朝・土日の緊急連絡対応については今後の課題として挙</p>

発 言 者	内 容
	<p>がっている、という結構大変な状況の中で、さらにこの多機関協働も地域包括支援センターが中核として担うことになるのですか。市は国から多機関協働連携にかかる人件費を交付金としてもらう計画をお持ちなのでしょうか。重層的支援体制整備事業のどこに交付金を充てるかは市町村の判断になるとは思いますが、地域包括支援センターの委託料を上げずに、重層的支援体制整備事業を追加していいのか確認させてください。</p>
事 務 局	<p>先ほどの説明で誤解を招いたかもしれませんが、重層的支援体制整備事業の中核を地域包括支援センターが担うわけではなく、この重層的支援体制整備事業のどこに地域包括支援センターが該当するのかとの話になったときに、あくまで地域包括支援センターが中心的に担うのは多機関協働であったり相談支援の部分です。例えば障害であれば障害の相談支援事業所がありますし、子どもも、生活困窮も相談先がそれぞれあるので、そこの横の連携が今まで以上に進むようにというところが重層的支援体制整備事業の考え方かと思っております。</p> <p>その上で、部会長からのご質問で、重層的支援体制整備事業の交付金をどう使うかは市町村によってそれぞれだということですが、日進市の場合、市役所内の担当部署間の連携を深めていくための人員配置を厚くする部分で新たに交付される交付金を活用していく予定です。</p> <p>今後、重層的支援体制整備事業がより充実していく中で地域包括支援センターの体制などは当然変わっていくこともあると思いますし、例えば先ほどの介護予防支援事業所の指定を受ける居宅介護支援事業所が現れて、そこへの指導など新たな業務が追加されるようなことも考えられます。状況に応じた委託料あるいは人員配置の増加の話は当然必要になってくると思っております。</p>
西 部 包 括	<p>重層的支援体制整備事業について現場からの意見です。改めて実施方針に重層的支援体制整備事業の文言が載せられているのですが、今までも地域包括支援センターで受ける高齢者からの相談の中には、その高齢者の課題を解決するだけでは解決できないような、子の問題など家庭全体に関わる複合的なケースもあり、その場合には、障害者相談支援センターなどの各機関と連携し一緒に対応させていただいております。この重層的支援体制整備事業ができることによって、そういった家庭全体で相談していかなければいけないケースが来たときに相談できる受け皿ができたという印象を持っています。そういったところを改めて今後意識しながら、多機関協働で動いていくという認識です。</p>
東 部 包 括	<p>先ほどの西部地域包括支援センターの意見にもありましたが、今までも、高齢者本人はサービスが入ることによって生活が滞りなく進んでいるのだけれども、例えば障害のある孫の面倒を見ていて、そのことに</p>

発 言 者	内 容
	<p>よって、ご本人がすごく疲れてしまい体調を崩してしまう、というようなケースもありました。そうすると障害者相談支援センターとも協働しながら、全体の問題を解決しなければいけないのですが、例えば会議を開催する際に、誰を中心として進めていけば良いのかで悩んだこともあります。重層的支援体制整備事業ができることによって、みんな連携していく仕組みが自然とできるというイメージを持ちました。</p>
部 会 長	<p>行政には更なる資金や、場所の提供、ICTの整備、個人情報共有の仕組みづくりとか、いろいろ課題が出てくるかと思いますが、ぜひ交付金を取ってきていただき、充実させていただければと思います。</p>
中 部 包 括	<p>介護予防支援の指定対象の拡大について、個人的な意見になるのかもしれませんが、地域包括支援センターでは、総合相談として、介護に関する入口の相談であったり、複雑なケースの相談に対応させていただいているのですが、介護予防支援の事業所が拡大された場合に、一番最初に居宅介護支援事業所に相談に行く方も増えていくかもしれません。その場合に、民間の居宅介護支援事業所としては、サービスに繋がらない場合は無報酬となってしまいますので、相談には行ったもののサービスに繋がらなかった方が制度の狭間に落ちていくというか、今までは地域包括支援センターに来た方でサービスに繋がらなくても、各関係機関と連携を取ったりできているのですが、今後どうなっていくのか心配しているところもあります。地域包括支援センターに相談に来た場合は、そのときは様々な事情からサービスに繋がらなくても、地域包括支援センター職員としてスタンバイしておけるというか、適切なときに支援にすぐ入れるようにとか、あるいは定期的な訪問を繰り返すことでご本人との関係を根気強く作っていくとか、そういうことを頑張っておりますので、今回地域包括支援センターの負担を考えてこういった制度が拡大されたことは非常にありがたいのですが、逆に地域包括支援センターだからできていたことが仕組みとして弱体化していかないかというのは少し心配しています。地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者の介護予防プランに対して適宜検証していくことも大事なかもしれませんが、どことも繋がらなくなってしまう人がいないように、地域包括支援センターの役割も残しておいていただけると、重層的支援体制整備事業に繋がっていくと思っています。</p>
事 務 局	<p>地域包括支援センターが行っている総合相談は、今後も地域包括支援センターが担っていくということは、恐らく変わらないと思っています。今回の趣旨というのは、プラン作成などの業務を減らして、地域包括支援センターが総合相談に注力できるようにということだと認識しております。介護予防の指定を居宅介護支援事業所が受けたとしても、</p>

発 言 者	内 容
	<p>要支援認定が出た方のプランを地域包括支援センターだけが作っていたのを、居宅介護支援事業所もプランを作れるようになるというところなので、関わりのスタートは恐らく要支援認定が出た後だと思っています。総合相談の部分については、どこまでいっても地域包括支援センターでこれからも中核的に担っていくのだろうと思っています。総合相談自体が居宅介護支援事業所に回っていくわけではなく、基本的な認識として、総合相談の部分は地域包括支援センターが中心となるというところは変わらないと理解はしておりますが、この制度自体がまだ始まってないので、具体的な問題は今後出てくるかもしれません。</p>
中 部 包 括	<p>先ほどは説明が不十分でした。総合相談は地域包括支援センターの仕事として残るということはもちろん分かっているのですが、地域包括支援センターを通さずに居宅介護支援事業所に直接相談に行かれた方がサービスを使わなかった場合に、地域包括支援センターを紹介していただき、こちらに実際に来てくださればいいのですが、そこで途絶えてしまう可能性が今より増えていくのではないかと心配しているということです。</p>
西 部 包 括	<p>おそらく、要支援認定を受けられた方で、サービスの利用を希望されてこの指定を受けた居宅介護支援事業所に行かれて、ケアプランを作っていたものの、実際にサービスの利用がなかった場合には、給付が発生しないので、サービスの利用が継続してない場合は、契約はしても関与されないままになってしまわないかが心配という意味ですね。</p>
事 務 局	<p>今後の運用をどうしていくかという話は市でも話をしてはいますが、要支援1、2が出た方が地域包括支援センターではなくて、いきなり新たに指定を受けた居宅介護支援事業所に行き、居宅介護支援事業所が介護予防プランを作ってみたものの、結局サービスは使わないという場合にその後の関わりをどうするのか、一旦地域包括支援センターを挟んでから居宅介護支援事業所に行くという流れも可能なのかどうか、というところも含めて詳細が出ていないので分かっておりません。ただし、サービスが発生しなかったときに、居宅介護支援事業所には何ら報酬が発生しないこともあり得ると思いますので、運用としてどうなるのかは注視していきます。例えば総合事業だけ使ったときでも、居宅介護支援事業所は介護予防支援の報酬をもらえるのかどうか曖昧な部分もあるので、国の報酬の仕組みとして整理されるとはっきりしてくるかと思っています。</p>
部 会 長	<p>詳細が分かっていない中で、実施方針としては整えておくということですが、議題2の地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針の改正について、承認してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>

発 言 者	内 容
部 会 長	<p>それでは、承認することといたします。今後見直しが必要でしたら、また部会で諮りたいと思います。</p> <p>本日の議題は以上ですが、事務局からその他ございますか。</p>
事 務 局	<p>本運営部会の委員の皆様には、令和3年度から3年間の任期にわたり、会の運営にご協力いただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>4月からは第9期のゆめプランに基づき、地域包括支援センターの適切な運営に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。</p>
部 会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして令和5年度第2回日進市地域包括支援センター運営部会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>